

福井県事業承継支援資金要綱

- 1 目的 中小企業者が事業承継の際に必要なとする事業用資産や株式の買収資金、相続税の納税資金等について、融資の円滑化を図ることにより、円滑な事業承継の促進と県内産業の活性化に寄与することを目的とする。
- 2 融資対象者 次のいずれかに該当する者
- (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）第12条第1項の規定による知事の認定を受けた者（代表者個人や代表に未就任の後継予定者を含む。）
なお、福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）2の規定にかかわらず、経営承継円滑化法の規定による知事の認定を受けた者は中小企業者とする。
- (2) 県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、認定経営革新等支援機関等の支援により策定した事業承継計画を進め、貸付後3年以内に事業承継を予定する者または事業承継実施後1年未満の者
- (3) 県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者（承継者）であって、後継者不在等により存続見通しが見えない県内中小企業者（事業歴1年以上（被承継者））から事業用資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継する者
- 3 融資限度額 1億5,000万円
ただし、親族内承継の場合は、8,000万円とする。
- 4 資金使途 事業承継に必要な資金
- 5 融資期間 15年以内（据置1年以内を含む。）
ただし、親族内承継または経営承継借換関連保証の場合は、10年以内（据置1年以内を含む。）とする。

* 中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

* (1)の制度概要については、当課経営支援Gへお問い合わせください。

県創業・経営課経営支援G
TEL：0776-20-0367

また、融資申込みの前に当課金融Gの事前確認（2～3日）が必要となります。本要綱10に記載の必要書類を、当課金融Gまで提出してください。確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

* (2)については、融資申込みの前に当課金融Gによる事業承継計画の承認（約2週間）が必要となります。本要綱10に記載の必要書類を、当課金融Gまで提出してください。

承認後に書類を返却しますので、返却された後に、商工会議所・商工会へ提出してください。また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

* (3)については、承継者、被承継者とともに法人であって、金融商品取引法に基づく「財務諸表等規則」に定義する親子会社、関連会社となる場合、および、承継者の経営者（法人の場合役員内）に被承継者の経営者（法人の場合代表者）の親族（三親等以内の血族・姻族）が含まれる場合は、対象外とします。

* 融資限度額とは、1年度当たりの限度額です。

P.3「共通5(2)」参照

6 融 資 利 率	福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5) 融資利率」の別表1のとおりとする。	<p>*令和7年4月1日現在</p> <p>【期間10年以内】</p> <p>1.70%以下(保証なし)</p> <p>1.50%以下(保証付き)</p> <p>【期間10年超】</p> <p>2.10%以下(保証なし)</p> <p>1.90%以下(保証付き)</p>
7 信 用 保 証	<p>融資対象者の(1)および(2)については、保証協会の保証を必ず付けること</p> <p>融資対象者の(3)については、取扱金融機関の判断による。</p> <p>・本資金の融資対象者の(1)については、国の定める特定経営承継関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継準備関連保証、経営承継準備関連保証、経営承継借換関連保証に対応したものである。</p>	
8 保 証 料 補 給	融資対象者の(1)および(2)の融資金に係る保証については、県が保証料相当額の2分の1を負担する。	*県が保証協会に対しその保証料相当額を負担するため、中小企業者は保証協会に対しその部分の保証料を支払う必要はありません。
9 担 保 ・ 保 証 人	<p>融資対象者の(1)および(2)については、保証協会の定めによる。</p> <p>融資対象者の(3)については、取扱金融機関の定めによる。(ただし、保証協会の保証を付する場合は、保証協会の定めによる。)</p>	*保証料補給の対象は令和8年3月31日までの融資実行分に限りです。
10 必 要 書 類	<p>(1) 融資申込書1部 [様式第1号-1、2]</p> <p>(2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書</p> <p>(3) 消費税の納税証明書(その3)</p> <p>(4) 直近2期分の決算書</p> <p>(5) 融資対象者であることを証する書類</p> <p> [融資対象者の(1)の場合]</p> <p> 経営承継円滑化法施行規則の規定による知事の認定書(写)および申請書類一式(写)</p> <p> [融資対象者の(2)の場合]</p> <p> 事業承継計画承認申請書 [様式第3号]</p> <p>(6) 事業承継計画書 [様式第2号]</p> <p> ※資金需要を証する書類を添付</p> <p>(7) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類</p>	<p>*消費税の納税証明書は省略可</p> <p>*事業用資産や株式の取得価額等の根拠がわかる書類を添付してください。</p>
11 その他注意事項	<p>(1) 保証を付する場合の保証条件については、保証協会の業務取扱要領で定めるところによる。</p> <p>(2) 融資対象者の(1)については、認定書の有効期限である認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに保証の申込みを行うものとする。</p>	

(3) 融資対象者の(1)について、代表者個人および代表に未就任の後継予定者が融資を申込み場合は、源泉徴収票(写)または確定申告書(写)等、所得がわかる資料の提出を必要とする。なお、融資申込書における商号、設立日、資本金、業種、主要製造・販売取扱品等、役員数、従業員数の記載を不要とし、県税ならびに消費税の納税証明書および決算書についても不要とする。

(4) 融資対象者の(2)について、個人事業者の承継に伴い後継者が申し込む場合は、源泉徴収票(写)または確定申告書(写)等、所得がわかる資料の提出を必要とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。